

NEC真空硝子・労組定期大会で発言 雇用延長は希望者全員を対象に！

さる9月5日、NEC真空硝子労働組合の2009年度定期大会が開かれました。鈴木喜美子さんはこれまで、定期大会には毎回参加し、職場からの意見反映に努めてきました。

今大会では、鈴木喜美子さんは、NECグループ労組が加盟する電機連合の2009年度方針（右表）を紹介し、「電機連合の方針にそって希望する誰もが雇用延長できる制度に改正してほしい」と、要望しました。

さらに、鈴木さんは、「四月から実施されている賃金の5%カットは、生活を直撃している。困っている人も多いので、早急にやめさせてもらいたい」と、職場の声を代弁しました。

希望者全員が、原則です

雇用延長制度は、厚生年金の支給開始が60才から65才に引き上げられるのに伴い、高年齢者雇用安定法が改正され、義務づけられた制度です。

このように、年金が支給されない期間の収入を保障するための制度ですから、厚生労働省は「原則は希望者全員を対象とする制度の導入を求め」ています。希望するのを妨げない、選別規定を設けないのが法の趣旨です。

近い将来、60才から65才までは、無年金になります

厚生年金の定額部分の支給年齢の引き上げは、すでに2001年4月から始まっており、2013年4月には65才になります。

さらに、比例報酬部分の引き上げは、2013年4月から始まり、その後は順次に引きあがり、ついに2025年4月以降は65才となります（女性は5年遅れて実施。右表）。

このような推移の中で、60才から65才まで年金が支給されない期間が生じ、働かないと収入が無くなります。現時点での年齢が47・8才以下（1961.4.2生～）の方では、厚生年金の支給は65才からになります。会社都合による雇用延長の拒否は、「60才～65才の生存権を侵害する」こととなります。

働く者の生活を守るうえから、「希望者全員が雇用延長できる」ことは、労使協定では必須条件といえるのではないのでしょうか。

電機連合の2009年度の方針

雇用延長に関連する部分を抜粋

<具体的な取組み方針>

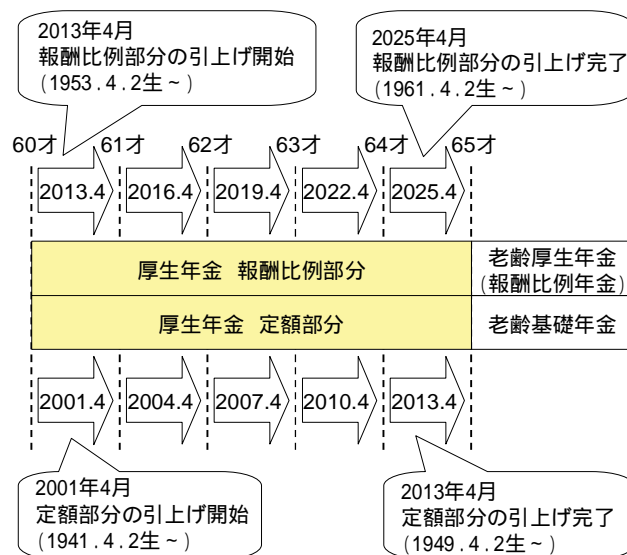
対象者の範囲

管理職、パート・有期契約社員を含めた全従業員を対象に、希望者全員の雇用延長を保障することを基本とします。

なお、2009年度3月末までに対象範囲を希望者全員とする労使合意ができない場合には、法律の内容を踏まえ、労使協定を締結しないこととします。

（編集者注：締結しない場合には、法律により希望者全員となります）

厚生年金の支給開始の年齢



NEC & 関連労働者ネットワーク 2009年9月

ELICNEC

(連絡先) 田町: 山崎 栄一 042-729-8084

玉川: 森 英一 090-4834-6876

府中: 益田 武廣 042-364-6885

ELIC NEC URL: <http://www.elicnec.com/>

NECグループは 職場の声を反映した労使協定を！

期待してます、協定書の締結！

電機ユニオンが NEC 真空硝子に提出した『協定書』が、職場で大きな話題となっています。

「こんな制度だったら、雇用延長を選んだよ」

「60才前の賃金カットは無くすべきだ」

「ぜひ、協定を結んでほしい」

「NECグループの雇用延長制度の悪さが浮き彫り

になった。NECグループ全体にも提起してもらいたいね」など、期待の声が寄せられています。

応援してますと、励ましの声

雇用延長の実現を求めて行動に立ち上がった鈴木喜美子さんに、職場の内外から多くの励ましの声が寄せられています。NEC府中事業場で働くMさんから「あとに続く後輩のためにも」とのメールが届きましたので、ご紹介します。

電機ユニオンが提出した 雇用延長制度に関する労使協定案の骨子

1. 対象者は雇用延長を希望する者。
2. 希望者は60歳になる半年前に申し出る、会社は定年までの間の賃金カットはしない。
3. 60歳からの賃金は60歳時点での基準内賃金とする。(公的年金支給分は減額する)

あとに続く後輩のためにも

H.M(NEC府中、57才)

年金支給が延期され、企業での雇用延長制度が導入されました。私は、NECの中で雇用延長を選択したが、56歳から20%も賃金カットされています。減額された給料を受け取り、あまりにも少なさに情けなくなりました。なぜ60歳までの賃金をカットするのか、どうしても納得できません。

若いときは年功序列で賃金が抑えられ、また女性差別で抑えられてきました。その上、20%も賃金カットされるNECの雇用延長制度。これは法違反、止めてもらいたいと思います。

しかし、NEC真空硝子の鈴木さんの場合は、その悪条件の雇用延長さえも認めないのだから、もっとひどい。雇用延長が実現するまでぜひがんばってほしい。あとに続く後輩のためにも。

鈴木喜美子さんの雇用延長実現、電機ユニオンの協定締結にむけて、一層のご支援をお願いいたします。

転職・退職の強要を受けたら、すぐに
電機労働者懇談会へ、相談を

Tel 03-3455-6006 Fax 03-3451-3595 メール denkikon@nifty.com
<http://www.denkikon.net/>

NECグループのみなさん、協力会社のみなさん。お気軽にご相談ください。

NECグループでの職場の問題、声、労働者のたたかひを知りたい方は、
下のELICNECホームページにいますぐアクセス！
<http://www.elicnec.com/>

アクセス
29万件

一人で悩まず、まずは相談を！電機ユニオンに入り、解決した事例が沢山生まれています。

雇用問題・リストラなどで困ったときは
一人でも入れる 電機ユニオン へお気軽にご相談を
Tel 03-3455-6006 Fax 03-3451-3595 メール info@denki-union.org
<http://denki-union.org/>